

株式譲渡契約書（サンプル）

[買い手]（以下、「甲」という。）、[売り手]（以下、「乙」という。）とは、乙が所有する[対象企業]（以下、対象会社という。）の発行済株式のすべてを乙より甲へ譲渡し、甲が対象会社の経営権を乙より引き継ぐことを目的として、以下の通り合意した。

第1条(本件株式の譲渡)

- 乙は、対象会社の発行する株式 株（以下、本件株式という。）を単独で所有することを表明し保証する。
- 甲は打つから本件株式を金 円にて買い取る。
 - 本件株式を表象する株券（以下、本件株券という。）の乙より甲への引渡しは、本契約の締結と同時に行う。
 - 甲は、平成 年 月 日付で甲及び乙と締結した基本合意書の規定に従って甲より乙に支払われた手付け金 円と本条第2項規定の本件株式の代金との差額 円を、本件株券の甲への引渡しと引き替えに、銀行振り出しの預金か切手にて、乙へ支払う。

第2条（財務内容の保証）

- 乙は、甲に提出した対象会社の財務書類の内容が真実かつ適正であることを保証する。特に、対象会社の貸借対照表に計上されていない簿外の債務及び潜在的に対象会社に帰属する可能性のある重大な債務が存在しないことを、乙は甲に対して表明し、保証する。
- 本契約締結日以前に発生した事実起因し、対象会社に著しい損害を与えることとなる偶発債務のうち、その起因事項が乙の故意又は重大なる過失によって引き起こされたものであることが明らかなものについては、乙は甲に対しその偶発債務が実現した場合の損害金額と同一の金額を支払うものとする。

第3条（代表権）

乙は、本契約の締結と同時に、対象会社の取締役会あてに対象会社の代表取締役を辞任する旨を記載した書面を提出し、対象会社の取締役会（以下、本件取締役会という。）において、対象会社の代表取締役を退任する。

第4条（変更の登記）

対象会社は本件取締役会の終了後直ちに議事録を作成し、必要事項を登記するべく手続きをとる。

第5条（担保解除）

甲は、乙の対象会社の代表取締役の辞任に伴い、乙が対象会社に提供している対象会社の債務に対する物的及び人的担保（以下、本件債務保証という。）を、本契約締結後遅滞なく甲の責任にて解除する。本件債務保証の内容は、別途、甲乙間で書面にて確認する。

第6条（退職慰労金）

乙は本契約第3条の定めに従い、平成 年 月末に対象会社取締役を退任するが、その時点にて対象会社は乙に金 円を役員退職慰労金として支払う。なお、甲は当該退職慰労金の支払が対象会社の株主総会において承認されるよう、その議決権を行使する。

第7条（協業禁止義務）

乙は、対象会社の取締役退任の後10年間は、対象会社の事業と競合する同種の事業を行わない。

第8条（損害賠償）

本契約の当事者のいずれか一方が本契約の規定に違反した場合、その他方は、それぞれ本契約を解除し、その被った損害を一方に対して請求することができる。

第9条（協議事項）

本契約に記載のない事項、又は本契約の内容に疑義が生じた場合は、甲、乙及び対象会社が誠実に協議し、その解決を図るものとする。

以上、本契約の成立を証するため本書面3通を作成し、甲、乙、及び対象会社が記名捺印し、各1通を保管する。

平成 年 月 日

甲：

乙：

対象会社：